

8 不登校児童生徒の支援における制度上の取扱い

不登校児童生徒の中には、学校の施設で学習を続け、懸命に努力している人がいます。これらの努力を積極的に評価したり、指導要録上で出席の認定をしたりすることは、児童生徒自己肯定感を高める上で大切な支援の一つです。また、学校以外での学びを経済的に支援する仕組みも次第に広がりを見せています。

(1) 指導要録上の出席の取扱いについて

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日に付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いについて明記されています。この通知では、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保するに当たり、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体（以下、「学校外の施設」という。）、ICTを活用した学習支援等、多様な教育機会を確保する必要があることが示されています。

その上で、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについての取扱いや、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて記載されています。また、これらの出席の取扱いについては、児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断することとしています。

なお、高等学校における不登校生徒が学校外の施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとしています。

①義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携を取って判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

○当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

②不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて(概要)

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

○訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

○学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。

○校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

○ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。



参考資料：文部科学省HP

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf



参考資料：文部科学省HP

「民間施設についてのガイドライン（試案）」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf

③高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について(概要)

不登校生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、当該生徒の在籍校の校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

○保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

○当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドラインを参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

○当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。



参考資料：文部科学省HP

「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」

H21.3.12 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm

(2) 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている人もいます。このような児童生徒の努力の成果の適切な評価を推進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示を令和6年8月29日に公布し、同日付けで施行しました。概要は以下のとおりです。

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

<文部科学大臣が定める要件>

○学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

○学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

○学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

不登校児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

なお、本省令では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の生徒が行う学習については対象ではありません。しかし、高等学校においては、全日制、定時制に通う不登校児童生徒等は、教育上有益と認めるときは、自宅等で通信教育を受け、単位が修得可能であること、特別支援学校高等部においては、通信教育を行うことができることとされていることから、別途法令上の措置がなされています。



参考資料：文部科学省HP

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」

R6.8.29 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm

(3) 通学定期券の利用の補助

不登校児童生徒の中には、教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられます。このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置として、平成5年4月1日より通学定期乗車券制度が適用されています。また、平成21年3月12日付け「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」において、高等学校の生徒も適用になりました。詳しくは鉄道会社、バス会社等にお問い合わせください。

○対象となる児童生徒

学校外の施設において相談・指導を受けている児童生徒のうち、校長が、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした児童生徒。

○内容

不登校児童生徒が、相談・指導を行う学校外の施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乗車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

○通学定期乗車券の発売手続き

- ・ 鉄道については、児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- ・ 乗合バスについては、児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。



東日本旅客鉄道株式会社HP

「実習用通学定期乗車券のお申込み方法のご案内」

https://jreastfaq.jreast.co.jp/faq/show/3268?category_id=15&site_domain=default

(4) 経済的困難を抱える児童生徒のフリースクール等の通所補助

山形県内でも、フリースクール等の民間支援団体を利用している児童生徒が増えています。これらの学校以外の居場所は、社会的自立を目指す上でも重要なものと考えています。

そこで、県教育委員会では、「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、義務教育段階において誰もが多様な学習機会を確保できるよう、経済的な困難を抱える家庭にフリースクール等の毎月の利用料を支援する市町村に対し、経費の一部を補助する制度を令和7年度より創設します。